第１節　大竹市環境基本計画
（以下、「環境基本計画」という。）

１　環境基本計画の策定

環境基本計画は、平成 22(2010)年３月に制定した大竹市環境基本条例（以下、「環境基本条例」という。）第８条の規定に基づいて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、令和３(2021)年３月に、より現実的で取り組やすい計画となるよう見直しを行った第２次環境基本計画を策定しました。

（１）目的

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念をもとに、市民（市民団体を含む。）、事業者、市が互いに協力しながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的にしています。

環境計画の対象範囲

基本方針（環境基本条例第７条）	対象範囲
（１）公害を防止し、生活環境の保全を図ること。	**生活環境** 大気、水質、騒音、悪臭、土壌･化学物質
（２）自然環境の保全を図ること。	**自然環境** 森林･里山、川･海･動植物
（３）都市環境の保全を図ること。	**都市環境** 都市計画、野外レクリエーション･景観･公園･緑地
（４）資源の循環利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び再生利用を図ること。	**資源循環** 廃棄物、省資源･省エネルギー･再生可能エネルギー
（５）地球環境の保全を図ること。	**地球環境** 地球温暖化
（６）環境の保全に関する啓発・教育・学習の推進を図ること。	**環境保全活動** 環境学習･教育、環境保全活動の連携･参加

環境基本条例に定める各主体の役割

市民（第５条）
- 日常生活の中での環境負荷の低減
- 環境保全の自主的な取組
- 市の環境保全施策への協力

協力

事業者（第６条）
- 公害の防止と自然環境の保全
- 事業活動上の廃棄物の適正処理
- 製品などの環境負荷低減と再生資源等の利用
- 市の環境保全施策への協力

市（第４条、7～21 条）

施策の総合的・計画的な実施
- 環境基本計画の策定
- 施策の実施状況の公表
- 環境保全上の規制措置
- 調査の実施及び監視などの体制の整備
- 環境影響評価への対応
- 環境保全上の公共的施設の整備など
- 資源の循環的な利用などの推進
- 地球環境保全の推進
- 環境学習・教育の推進及び情報の提供
- 民間団体などの環境保全活動の促進
- 市民、事業者との協力による推進体制の整備
- 国・県、他の地方公共団体との協力

（２）期間

期間は、令和３(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間で、必要に応じて見直すことにしています。

（３）対象範囲

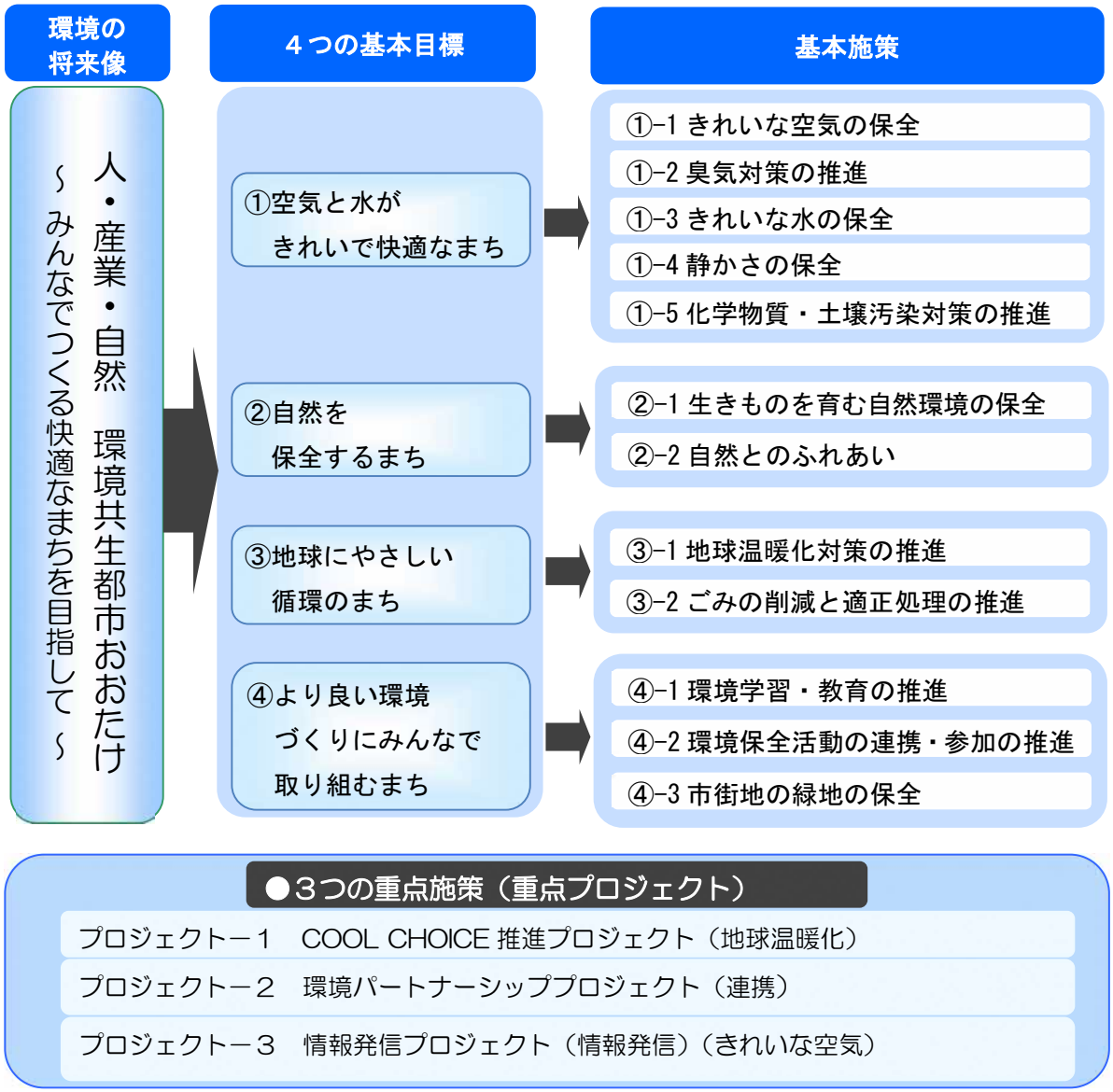
環境基本条例第７条に掲げる基本方針に基づき、生活を取り巻く身近な環境から地球規模の環境までを対象範囲としています。

（４）推進主体と責務

推進主体は、市民・事業者・市であり、各主体は環境基本条例に基づいて環境保全、環境負荷の低減に努める責務を負っています。

２　施策の体系

将来の大竹市のあるべき環境の姿として、環境基本計画の中で、環境の将来像を「人・産業・自然　環境共生都市おおたけ～みんなでつくる快適なまちを目指して～」と定めています。これを実現するために、４つの基本目標及びこれらの基本目標を達成するための基本施策並びに３つの重点施策(重点プロジェクト)を設定しています。



※「COOL CHOICE（賢い選択）」は、環境省によって、令和32（2050）年カーボンニュートラルや令和12（2030）年度の削減目標の実現に向けて、より具体的で豊かな暮らしへの転換を促すため、新しい国民活動である「デコ活」に移行しました。

３　環境基本計画とＳＤＧｓとの関連性

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択され、令和 12（2030）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、「貧困をなくそう」など 17 の目標（ゴール）と、「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」など、169 の具体的な成果目標（ターゲット）から構成されています。

日本でも、国を挙げて取組を進めており、地方自治体において SDGs を活用することで、客観的な自己分析により、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が実現するとしています。

また、地方自治体が、目標達成に直接的・間接的に利害関係のある企業・NPO 法人などとの間で SDGs という共通言語を持つことで、政策目標の共有と連携、パートナーシップの深化が進み、地方自治体が抱える諸問題を解決し、地方創生を推進するものとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的な目標（新しい時代の流れを力にする「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」）にも位置づけられています。

こうしたことから、本市においても、それらの理念を踏まえ、各施策と SDGs との関係を明確にしていくことが求められます。

[SDGs・17 の目標（ゴール）]





貧困をなくそう



飢餓をゼロに



すべての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



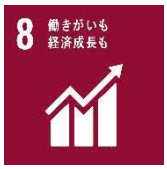
ジェンダー平等を実現しよう



安全な水とトイレを世界中に



エネルギーをみんなに そしてクリーンに



働きがいも経済成長も



産業と技術革新の基盤をつくろう



人や国の不平等をなくそう



住み続けられるまちづくりを



つくる責任つかう責任



気候変動に具体的な対策を



海の豊かさを守ろう



陸の豊かさも守ろう



平和と公正をすべての人に



パートナーシップで目標を達成しよう

〔資料：国際連合広報センターホームページ〕

第２節　施策の推進状況

環境基本計画に基づく施策は令和３(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間で実施します。

１　基本目標と基本施策

基本目標①－空気と水がきれいで快適なまち

基本施策①－１：きれいな空気の保全



▼取組の方針

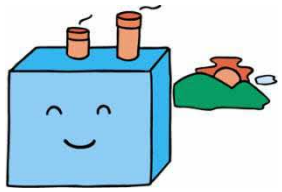
① 自動車から排出されるガスによる大気汚染の防止の啓発
② 工場･事業場などによる大気汚染の防止
③ 野焼き防止に向けた啓発

▼参考指標

指　標	令和元年度［基準値］		令和６年度［現況値］		令和１２年度［10 年後目標値］
光化学オキシダントの発生数※1	74 日	▶	66 日	▶	現状より改善

※1　昼間１時間値が環境基準値 0.06ppm を超える日数

基本施策①－２：臭気対策の推進



▼取組の方針

① 臭気対策の推進

▼目標と実施状況

指　標	令和２年度［基準値］		令和６年度［現況値］		令和１２年度［10 年後目標値］
規制基準値など※1の超過検体数	0 検体(法) 7 検体(要綱)	▶	0 検体(法) 2 検体(要綱) ※2	▶	改善(法) 改善(要綱)
悪臭苦情件数	１件	▶	３件	▶	改善

※1 悪臭防止法に基づく悪臭の規制に関する基準及び大竹市悪臭公害防止対策指導要綱に定める基準値
※2 令和５(2023)年度＋令和６(2024)年度の数値（12 箇所の採取地点を２ケ年度で計量）

基本施策①－３：きれいな水の保全



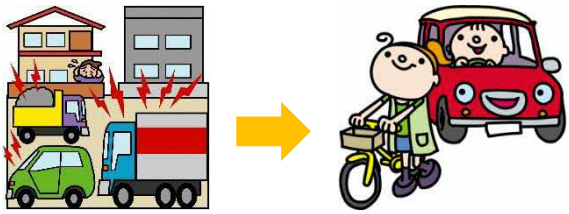
▼取組の方針

① 生活排水対策による継続的な環境負荷の低減
② 工場・事業場排水対策による継続的な環境負荷の低減

▼目標と実施状況

指　標	平成３０年度［基準値］		令和６年度［現況値］		令和１２年度［10 年後目標値］
環境基準達成率(河川)	BOD 100%	▶	BOD 100%	▶	現状維持
環境基準達成率(海域)	COD 17% T-P 100% T-N 100%	▶	COD 17% T-P 100% T-N 100%	▶	現状より改善 現状維持 現状維持
環境基準達成率(湖沼)	COD 100% T-P 100%	▶	COD 100% T-P 100%	▶	現状維持

基本施策①－４：静かさの保全



▼取組の方針

① 道路交通騒音の低減

② 事業活動などによる騒音の低減

③ 米軍機による騒音の低減

▼目標と実施状況

指　標	平成３０年度 [基準値]		令和６年度 [現況値]		令和１２年度 [10 年後目標値]
環境基準達成率 （道路交通騒音）	75%※1	▶	83%※2	▶	現状より改善

※1 平成 29(2017)年度＋平成 30(2018)年度の平均値
※2 令和５(2023)年度＋令和６(2024)年度の平均値

基本施策①－5：化学物質・土壌汚染対策の推進



▼取組の方針

① 化学物質などによる汚染の防止

▼目標と実施状況

すべての測定地点（大気１地点、河川（水質・底質）１地点でダイオキシン類の環境基準に適合（現状値を維持）➡令和６年度は、すべての測定地点で適合

基本目標②－自然を保全するまち

基本施策②－1：生きものを育む自然環境の保全



▼取組の方針

① 森林・里山などの保全

② 水辺の保全

③ 多様な生きものの保全

▼目標と実施状況

指　標	令和２年度 [基準値]		令和６年度 [現況値]		令和１２年度 [10 年後目標値]
水辺の保全活動 （河川清掃、海浜清掃など）	2 件	▶	3 件	▶	現状維持



基本施策②－２：自然とのふれあい



▼取組の方針

① 自然観光資源の有効活用

② 自然体験学習機会の提供

▼目標と実施状況

指　標	令和元年度［基準値］	令和６年度［現況値］	令和１２年度［10 年後目標値］
自然体験学習会の開催	2 回／年	2 回／年	現状維持
自然体験授業の開催	1 回／年	7 回／年	現状維持

基本目標③－地球にやさしい循環のまち

基本施策③－1：地球温暖化対策の推進



▼取組の方針

① 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

② 気候変動への適応策の推進

▼目標と実施状況

指　標	平成２５年度［基準値］	令和６年度［現況値］	令和１２年度［10 年後目標値］
地球温暖化対策の目標値の設定	5,858 トン	3,744 トン	公共施設の温室効果ガス※1（二酸化炭素換算値）排出量４６%削減

※1 公益事業である水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業は除く

基本施策③－2：ごみの削減と適正処理の推進



▼取組の方針

① ごみ排出量の抑制

② ごみの適正処理と不法投棄の防止

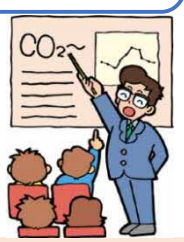
③ 海洋プラスチックなどごみの対策

▼目標と実施状況

指　標	令和元年度［基準値］	令和６年度［現況値］	令和１５年度［目標値］※1
家庭系ごみの１人１日排出量	587g	530g	340.3g
ごみのリサイクル率	22%	20%	27.5%

※1 目標値は、「大竹市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：令和 5(2023)年度～令和 14(2032)年度）策定時に設定

基本目標④－より良い環境づくりにみんなで取り組むまち



基本施策④－1：環境学習・教育の推進

▼取組の方針

① 環境情報の提供と市民の関心度の向上

▼目標と実施状況

指　標	令和元年度［基準値］		令和６年度［現況値］		令和１２年度［10 年後目標値］
自然体験学習会の開催	2 回／年	▶	2 回／年	▶	現状維持【再掲】
自然体験授業の開催	1 回／年	▶	7 回／年	▶	現状維持【再掲】
環境学習への参加者（延人数）	1,137 人	▶	162 人	▶	各種イベントなどで現状維持

基本施策④－2：環境保全活動の連携・参加の推進

▼取組の方針

① 環境保全活動の情報発信と各団体などへの活動支援

▼目標と実施状況

指　標	令和２年度［基準値］		令和６年度［現況値］		令和１２年度［10 年後目標値］
環境連絡協議会の会議開催	1 回／年	▶	1 回／年	▶	現状維持

※1 広島県や本市からホームページや電子メール等で環境行政に係る法令改正等の情報発信がされ、企業側は必要に応じて情報収集できることから、環境連絡協議は令和６年度で廃止となりました

基本施策④－3：市街地の緑地の保全



▼取組の方針

① 安心・安全な公園を計画的に維持する

② 市民・事業者・市が一体となって緑地の保全をする

▼参考指標

指　標	令和元年度［基準値］		令和６年度［現況値］		令和１２年度［10 年後目標値］
住民１人あたりの都市公園面積	約 10.8 ㎡	▶	約 11.3 ㎡	▶	現状維持
公園環境美化推進事業への協力自治会の割合	100%	▶	100%	▶	現状維持



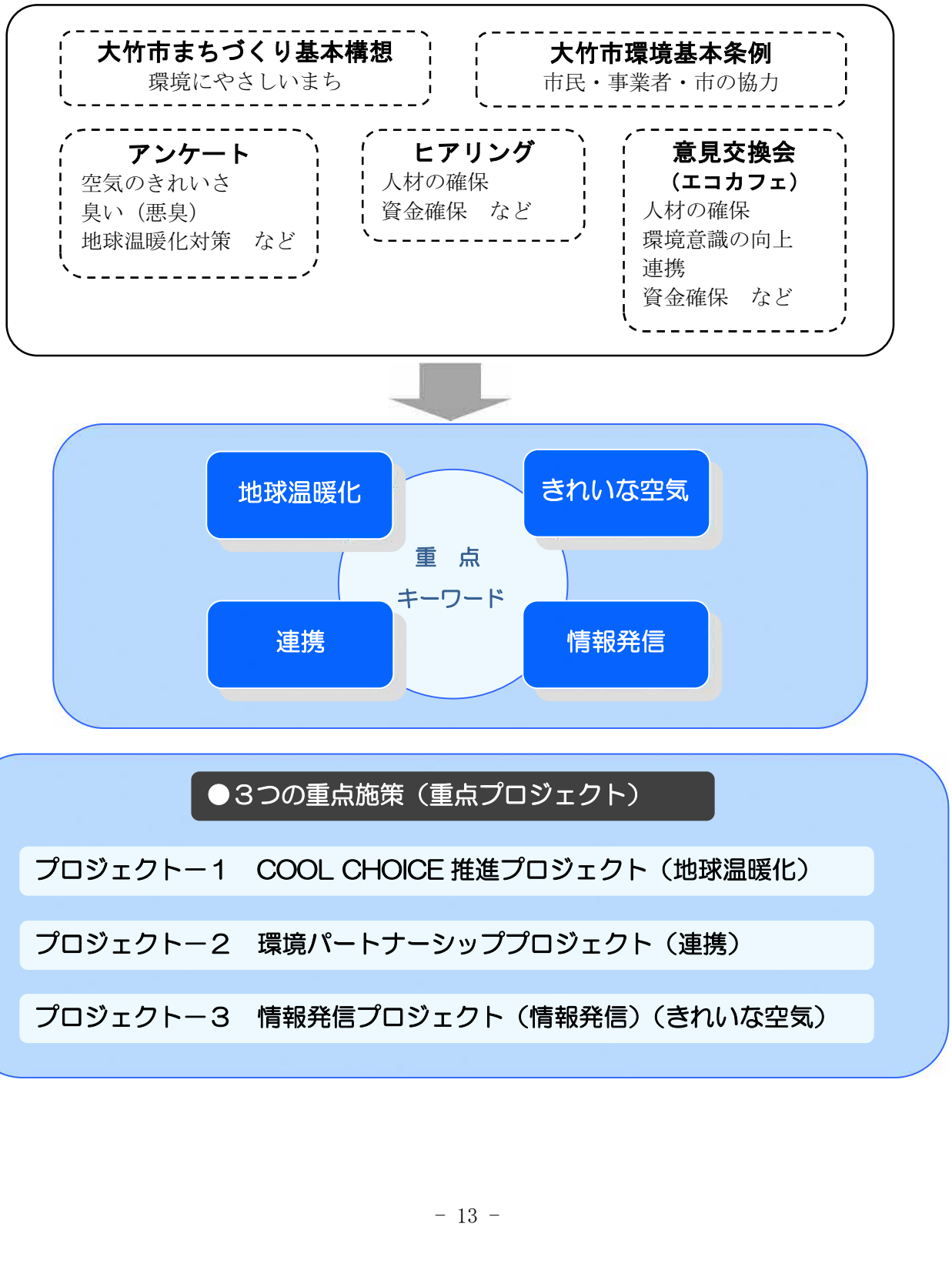
２　重点施策（重点プロジェクト）

環境の将来像の実現に向けて、様々な取組の中から、市が優先的に行うべき施策、重要度の高い施策、本計画の期間内に一定の成果を期待する施策を重点施策として位置づけます。

本計画では、次の３つを重点施策とし、優先的かつ重点的に取り組みます。

また、重点施策は 10 年間の取組とし、必要に応じて見直しを行います。

【キーワードと重点施策との関係】



プロジェクトー１：COOL CHOICE 推進プロジェクト

ア　プロジェクトの概要

地球温暖化による様々な環境への影響に対して、世界中の関心が高まっている現状を踏まえ、本市においても国が推進する国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、同宣言を行うことで、省エネ・低炭素型のまちづくりを目指します。

市民・事業者・市がそれぞれの立場で、電気・燃料・水の使用やごみの排出などを伴う日常の行動の中で、「ライフスタイル」や「サービス」、「製品選び」などを見直し、賢い選択を心掛けます。

市は、省エネ行動やごみ減量などの個人レベルでの取組の重要性を、イベントや市広報、ホームページなどを活用し、普及啓発します。

また、「大竹市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の取組を推進し、市の業務により発生する温室効果ガスを削減します。

イ　取組の内容

①市民及び事業者に対する「COOL CHOICE（賢い選択）」の環の拡大に向けた普及・啓発

②市の業務に関する「COOL CHOICE（賢い選択）」の実践

◇クールビズ・ウォームビズの実践　　◇クールシェアの実施
◇公共施設照明の LED 化　　◇ノー残業デーの推奨
◇エレベーターの利用を控え、階段を利用　　◇不要な照明の消灯　　など

③地球温暖化対策実行計画（区域対策編）策定の検討

ウ　目　標

- 「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同する企業・団体を増やします。
- 市民・事業者・各団体と連携し、全市的な「COOL CHOICE（賢い選択）」の取組を展開します。

※「COOL CHOICE（賢い選択）」は、環境省によって、令和 32（2050）年カーボンニュートラルや令和 12（2030）年度の削減目標の実現に向けて、より具体的で豊かな暮らしへの転換を促すため、新しい国民活動である「デコ活」に移行しました。

プロジェクト－２：環境パートナーシッププロジェクト

ア　プロジェクトの概要

本市の環境保全活動を推進していくため、市民・事業者・市が連携した取組を強化します。

市内には、大竹市公衆衛生推進協議会、えこらいふ大竹などの環境保全活動を行っている団体がありますが、団体間での連携や市との連携も少ない状況です。

市がそれぞれの団体などをつなぐ役割を担うことで、市と各団体、学校と各団体、事業者と学校などで連携した環境保全活動を行います。

自然体験学習などのイベントや、学校などでの環境出前講座などを開催して、環境学習・教育に取り組む機会を提供します。

イ　取組の内容

①各団体と市の連携機会の創出

②事業者と市の連携の場（◇環境連絡協議会の活用）

③学校・公民館などへの情報の提供

④環境出前講座などの促進

ウ　目　標

- **市民・事業者・市の連携を強化します。**
- **市民が環境学習・教育に参加できる機会を提供します。**



プロジェクト－３：情報発信プロジェクト

ア　プロジェクトの概要

本市の環境について、わかりやすく市民に情報発信することで、環境保全に対する市民意識の高揚を図ります。

環境の情報は、専門用語が多くわかりにくいため、わかりやすい発信をテーマに掲げます。大気・水質などの測定結果や各団体や事業所などが行う環境保全活動の情報を市がイベントや広報、ホームページなどで活用し、積極的に発信し、情報ステーションの役割を担います。

臭気の現況把握や大気計測などを行い、市民・事業者へ情報開示します。

環境情報の発信により、本市が環境都市を目指し、取り組んでいることを市外にアピールします。現在の本市の大気汚染状況などが他自治体と比較しても、遜色ない状況であることが理解され、公害イメージを払しょくすることを目指します。

イ　取組の内容

①「大竹市環境白書」の継続発行
②各団体による環境保全活動情報の発信
③事業者による環境保全活動情報の発信
④環境出前講座情報などの発信
⑤環境調査結果の発信

ウ　目　標

● わかりやすい情報発信を積極的に行います。

